

スタートアップ政策の要望

2022年3月17日



これからのスタートアップ政策① ～産業構造の転換～

- デジタル経済化であらゆる産業が大きく変革・横割り構造化、ITインフラが不可欠基盤に
- デジタル化により、国の垣根を超えたサービスの広がり等、越境経済化が進展
- ▶ 海外DPF等との競争は、今後、リアル領域を含め産業のあらゆる分野へ。個人の行動や企業立地の判断にも影響を与える国の制度（規制・税制）も国家間競争の時代に
- 今後のWeb3.0において逆転するためにも、スタートアップが活躍できる環境整備が急務

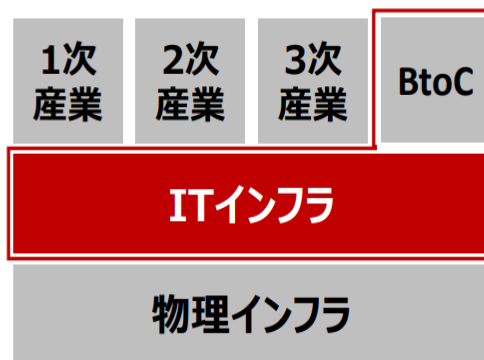
リアル経済

- 業種ごとの縦割り構造



デジタル経済

- インターネットが消費者向け新サービスを創出し、普及（EC、オンラインバンキング等）
- ソフト・ハードの分離、多様なソフトによるサービス進化
- ITインフラが生活・ビジネスの不可欠基盤に



デジタル+リアル経済

- デジタルによる価値創出がより加速、産業向け・リアル領域にも進出
- ▶ 民間・行政サービス
- ▶ モビリティ・教育・ヘルスケア等



**日本経済の持続的な成長に向け
民でできることは民に**

民間によるイノベーションの発揮を引き出し、
スタートアップ・成長企業をエンパワー

**社会的課題の解決のためにも
民の力を最大限活用**

民間等による『将来への投資※』の強化を自発的に
引き出すことや、ビジネスの成果を社会還元するベン
チャーフィランソピーにより、適正な『分配』を実現

※ 研究開発投資、オープンイノベーション投資、教育等人的資本投資、
社会的インパクト投資など

規制改革・税制改革などの徹底的な改革が必要

社会全体の意識変革も必要

(デジタル化は、コストカットより、高付加価値化に向けたイノベーションに向けて行われるべき)

Innovate Japan (新経済連盟の基本的経済政策)

Innovate Japan

規制改革・税制改革を進めるに当たっては、各国の優れた点から学ぶ視点が重要



金融 (フィンテック)
例：ロンドン

- ・金融のDX化 (アナログ原則撤廃)
- ・上場制度改革・SPAC解禁 等



知的財産 (IP)
例：シリコンバレー

- ・個人所得税(住民税含む)引下げ (最高税率40%)
- ・相続税引下げ
- ・法人税引下げ(20%程度)
- ・オープンイノベーション、スタートアップへのリスクマネー供給等による支援 等
- ・ストックオプションの柔軟化

高付加価値なサービスを創出
民でできることは民に



資源 (観光・エンタメ)
例：パリ、ラスベガス

- ・ワクチン接種証明等の活用
- ・旅行需要の平準化 等



製造・人
例：東京 (日本)

- ・ダイバーシティ、移民政策(移民基本法の制定)、英語教育、9月入学により「人」の底上げ
- ・出国税引下げ
- ・グリーンエネルギー、発送電分離、エネルギーコスト低下と温暖化防止の両立により「製造」の底上げ

スタートアップを主軸とする新経済連盟の今までの取り組みとこれから①

【2012年6月 活動開始】

設立当初よりアントレプレナーによるイノベーション振興が最重要である
ことを基軸に活動

2013年4月当連盟主催のグローバルイベント『新経済サミット』開催後に、そこでの議論を踏まえた提言概要 (2013年4月)

- ①イノベーション振興に関する国家方針の確立と起業文化の醸成
- ②ベンチャー投資の活性化や起業・新産業創業を促す税制改革
- ③次世代を担うグローバルかつイノベティブな人材の育成と招致
- ④新市場・新産業を創出する徹底的な規制改革

上記の内容と関連する政府のスタートアップ政策(主な事例)

- ①日本ベンチャー大賞創設
- ②スタートアップエコシステム拠点都市
- ③プログラミング教育導入
- ④国家戦略特区制度の推進、デジタル臨調設置等によるアナログ規制改革

スタートアップを主軸とする新経済連盟の今までの取り組みとこれから②

【2022年 活動開始10周年】



JAPAN TRANSFORMATION アントレプレナーが日本を変える!



EVENT

2022年6月1日、新経済連盟の次の10年が幕を開ける

新経済連盟10周年記念イベント
Japan Transformation
～アントレプレナーが日本を変える!～
2022.06.01 14:00-18:00

ザ・プリンスパークタワー東京(芝公園)にて
会員企業を対象とした10周年記念イベント開催予定

AWARD

「日本を変えるアントレプレナー」を表彰するJX Awards、始動

JX Awards

JX(Japan Transformation)の担い手であるアントレプレナーたる経営者を表彰。第一線のトップ経営者たちによる選考委員会により受賞者を選考中。記念すべき第1回を10周年記念イベント内で実施し、今後も新経済連盟として継続してアントレプレナー表彰の実施を予定しています。

PROPOSAL

日本を根本的に変えていく、骨太の政策提言

新経済連盟版「日本改革案」

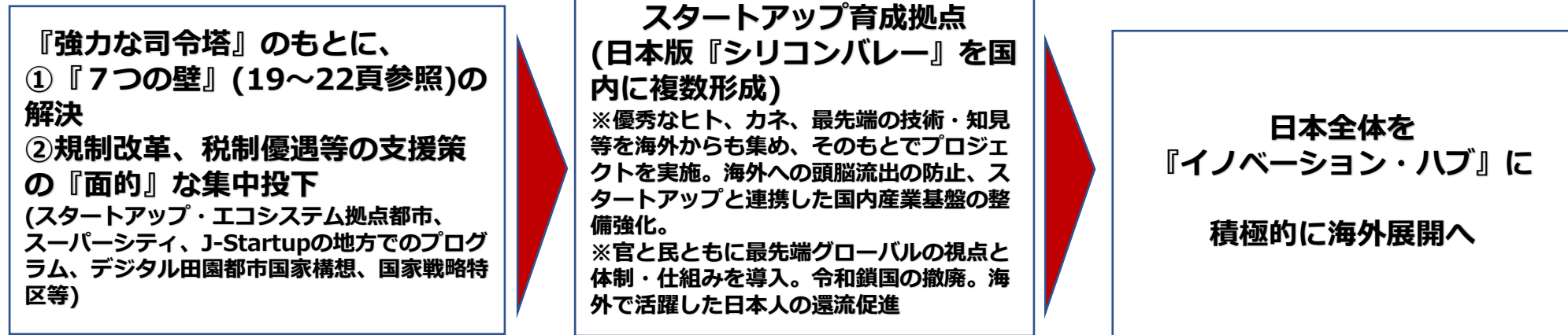
日本の成長に向けた新経済連版「日本改革案」を打ち出し、現行法や税制等に対する具体的な改正案までを提案。また、新経済連が目指す変革を歴史的観点からも整理し、新分野にもウイングを広げることで、10周年の節目にふさわしいパッケージとしての政策提言を目指します。

スタートアップ政策のKPIと基本コンセプト

【KPI】

項目	現状値	目標値
ユニコーン企業※の数 ※企業価値が10億ドル以上となる、未上場ベンチャー企業	11社 ※米国488社、中国170社、欧州116社 (注1)	日本版シリコンバレー都市を基盤にして 100社 (注2)
開業率	4.2% (2019年)	10%台 (米国・英国レベル)
企業年齢2年以内の企業割合	13.9% (2014年) ※米国20.5%、英国22.4%、フランス22.8%	20%台

【基本コンセプト】



(注1)出典：CB Insights「The Complete List Of Unicorn Companies」、STARTUP DB

2021年10月8日現在で世界で936社、うち、Fintech 20.4%、インターネットソフトウェア/サービス17.8%、eコマース/直接販売10.9%、人工知能7.8%

(注2)スタートアップエコシステム拠点都市8地域における2024年までのKPIのうちユニコーン企業数を抽出すると、合計37社

出典 <https://www8.cao.go.jp/cstp/openinnovation/ecosystem/kyotentshi.html>

スタートアップ振興に必要な制度環境

入口	人材育成	(新卒)・中学・高校・大学と起業家との接点の強化⇒機会が増えれば行動する人は増える ・インターンを積極活用、不要な規制はしない (既卒、中途)・人材流動化のために副業活性化⇒『大人のインターン』
	ビジネスモデル	スタートアップによるイノベーションが生まれる新興分野や次世代の産業基盤分野について不要な規制をしないことを明示 (例)宇宙、アグリ、大学連携、Fintech、Web3、ブロックチェーン、暗号資産、トークン発行、DAO、メタバース、動画など
	資金調達	未上場市場整備を含めた多様なエクイティファイナンスの確保 出口としての株式市場が株高であることがVCを強気にさせる
出口		IPO、大企業によるM&Aの促進にとって株高が望ましい 起業家や従業員に対するインセンティブ制度が不十分

- 企業がイノベーションを起こすうえで障害とならない制度(法令、税制、会計基準、競争政策等)の構築と圧倒的なインセンティブ措置。諸外国の最先端の制度の取り込み

※具体的要望リストは、トピックやAppendix参照

- 投資家が投資する魅力が発揮される圧倒的なインセンティブが必要。金融所得課税には反対
 - ①株式売買への減税(現状の分離課税が最低ライン)が必須
 - ②配当課税が、企業の税引き後純利益からの二重課税になっており、株式市場としては損失があるので最低限、分離課税は維持が必須

トピック① 起業自体のインセンティブ措置の抜本的強化の必要性

米国の事例

導入 目的

スモールビジネスへの投資を拡大、リスクをとる起業家への報償

優遇 内容

(対象者)起業家、従業員、エンジェ投資家

(優遇税制の税目と内容)

- ① QSBS※1の売却によって得た利益の最大100%※2のキャピタル・ゲイン税控除（上限\$10M等。QSBSの5年以上保有が条件）。
- ② QSBSの売却によって得た利益をスタートアップに再投資する場合、課税の繰り延べが可能（上限なし）。

※1 Qualified Small Business Stock：以下の要件を満たす企業が発行する株式

①米国のC法人 ②総資産が\$50M以下 ③ホテル・農場、鉱業会社、レストラン、金融機関、建築、法律、工学に関連する事業を行っていない法人 ④発行者により直接発行されたもの

※2

- ①1993年（クリントン政権時）、50%キャピタルゲイン税控除を盛り込んだIRC 1202条が制定。
- ②オバマ政権の税制改革で、控除割合が75%(2009年)、100%(2010年)と漸進的に拡大。
- ③バイデン政権下では、100%の控除割合を元の50%に戻す案を審議中

トピック② OS・アプリストアの強固な寡占対応の法改正

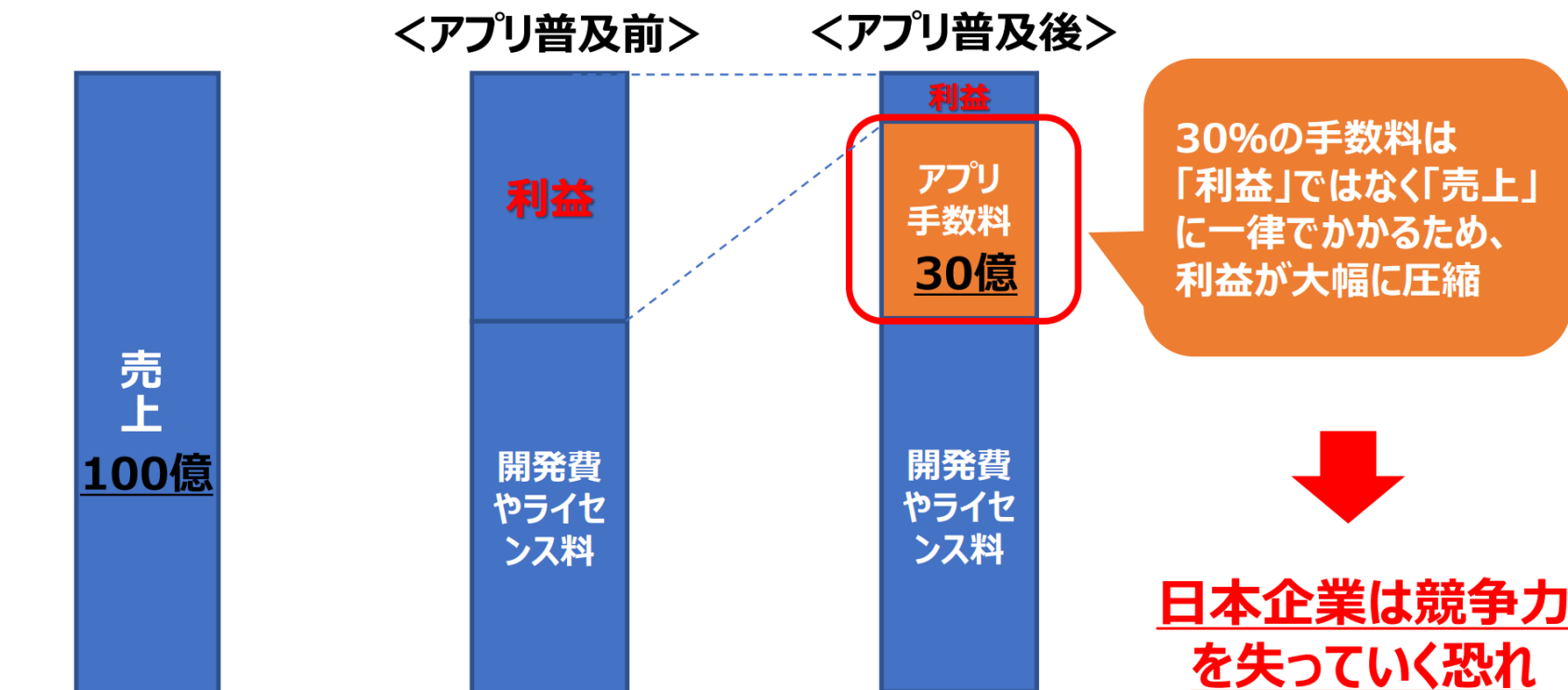
スマホ時代の市場構造



トピック② OS・アプリストアの強固な寡占対応の法改正

アプリ市場の問題点

- ◆ アプリストアは外国勢2社の寡占。2社はアプリ売上等に対して基本**30%の手数料**
- ◆ 2社以外のアプリストアの使用は事実上困難であり**手数料について個社単位では物申せない状態**。またアプリストアでの**著しく不公正な規約の一方的変更**に伴う国内企業の追加投資やサービスの変更・停止、**アプリ上の決済システムの独占**
- ◆ 例えば100億円の売上のあるゲーム会社の場合は以下のように



トピック② OS・アプリストアの強固な寡占対応の法改正

デジタル経済では、OS等は全ての産業の基盤。手数料率の適切性にも切り込む法改正等が必要。

課題

- ITインフラが全産業の不可欠基盤に特に**モバイルOSは2社による寡占**決済サービス・アプリストアも合わせ提供
※2つのOSを併用する人は極めて限定的なため**事実上1社独占**
- 結果、アプリストアの**手数料率**は**極めて高額**（基本30%、一部15%）最近の**公取調査も根本解決に至らず**
※デジタルコンテンツ等のアプリ外決済誘導は可能となるも、ゲームアプリ等は変更なし。高額な手数料も変更なし
- UI/UXの統一等を名目に**アプリの機能にも制限**（モバイル通信等他分野における競争にも悪影響）
- デジタル化進展により、**公共領域を含む産業全体により広く悪影響**が及ぶおそれ

打ち手

- **独占禁止法改正等**による**速やかな事後的是正措置**
手数料率の適切性にも切り込み
- 他分野にも悪影響が生じる場合は関係府省が連携して対応
- 重要ITインフラを合わせ提供し、**強固な寡占構造**となっていること**自体が課題**
構造的措置を取る「独占的状态」の発動も検討

※独占的状态：高度な寡占状態が形成された場合、企業分割を含む構造的措置を可能とする、独禁法上の「伝家の宝刀」

※企業分割困難でも、OS・決済サービス・アプリストアの垣根を超えた相互乗り入れ、API開放等の適切な措置

(参考)韓国における、特定アプリ内決済の強要を禁止する法律

- 韓国では、2021年8月31日、通称「Anti-Google法」が成立。10月施行
- 同法は、アプリストア運営で独占的地位を持つ企業に対し、特定のアプリ内決済システムを強要する行為を禁止
- アプリマーケット事業者の特定行為を禁止する法律は主要国では初。

Anti-Google法の内容

(アプリマーケット事業者の義務と実態調査)

- アプリマーケット事業者は、モバイルコンテンツなどの決済及び払い戻しに関する事項を利用約款に明示するなど、大統領令で定めるところにより利用者の被害を予防し、利用者の権益を保護しなければならない
- 科学技術情報通信部長官又は放送通信委員会は、モバイルコンテンツなどの取引を仲介する空間（以下「アプリマーケット」という）に、モバイルコンテンツなどを登録・販売するために提供する者（以下「モバイルコンテンツなど提供事業者」という）の保護などのために必要な場合、大統領令で定めるところにより、アプリマーケット事業者のアプリマーケット運営に関する実態調査を実施することができる

(通信紛争調整委員会の設置と構成)

- 通信紛争調整委員会の調整対象に「アプリマーケットでの利用料金の支払い、請求取り消しまたは還付に関する紛争」を追加

(禁止行為)

- アプリマーケット事業者が取引上の地位を不当に利用し、モバイルコンテンツなど提供事業者に特定の決済方式を強制する行為
- アプリマーケット事業者がモバイルコンテンツなどの審査を不当に遅延する行為
- アプリマーケット事業者がアプリマーケットでモバイルコンテンツなどを不当に削除する行為

トピック③ ブロックチェーンその1(トークン発行)

【今起こっている現実の課題例】

税制

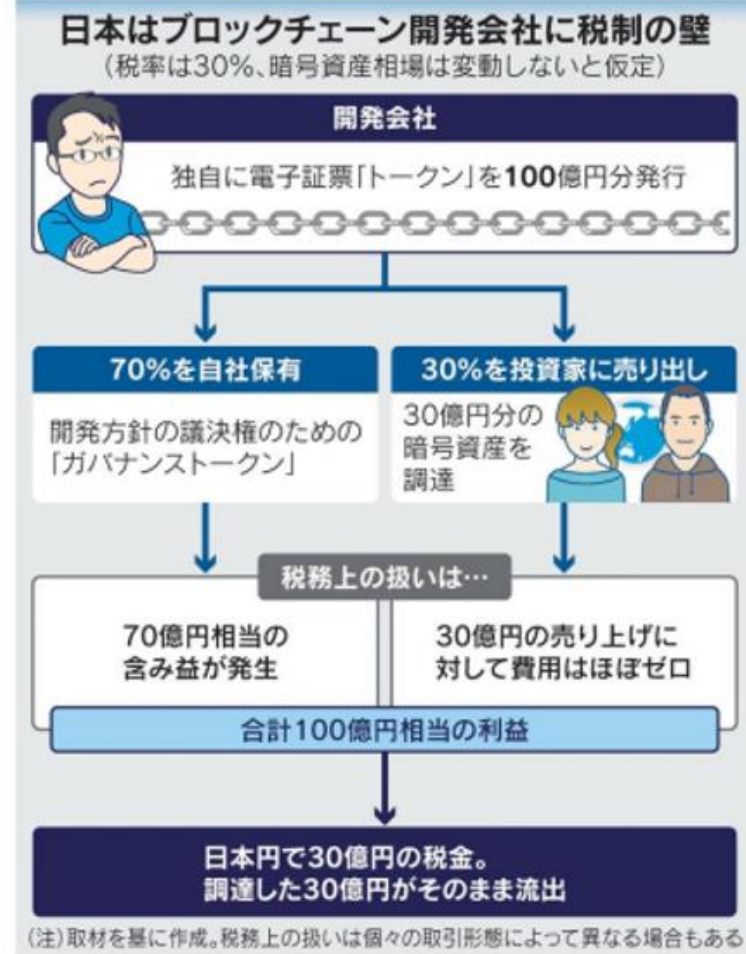
未実現利益に課税される暗号資産の法人税制などから、**有望なスタートアップが海外に転出する事態が続出**
(例)あるスタートアップは、**ガバナンストークンの発行**によって日本では**未実現利益に対して推定450億円の法人税負担**が生じることが判明。対して**シンガポールでは、長期保有資産扱いでゼロ**になるから、致し方なく海外に移転。(イメージが右)
(出典；2021年11月7日付日経新聞『酷税に失望、デジタル頭脳去る』)

会計

ICOやSTOによる独自トークンの発行・保有等に関する**会計基準が未整備**で、発行等に係る**監査法人の監査が受けられない**

【具体的な打ち手】

- ①法人に対する暗号資産税制の改正(事業者がトークンを自社発行する場合 = 投機目的がない)は、未実現利益について課税対象から除くなど
- ②トークン発行に関する会計基準の整備と監査の枠組みの見直し



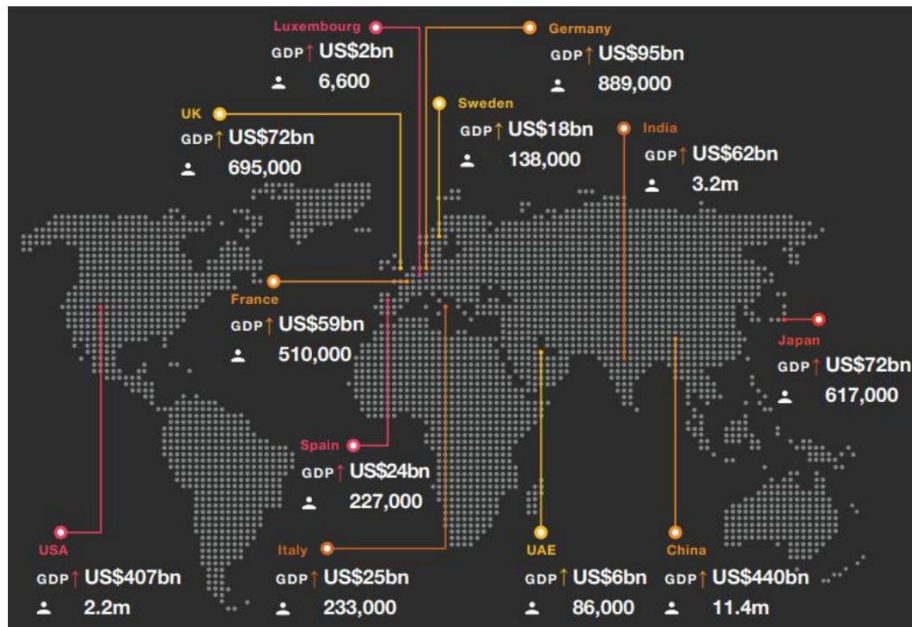
(参考) ブロックチェーンがもたらす経済効果

暗号資産やトークンをめぐる諸制度(会計、税制、法制度等)の適切な対応ができるか次第で、72.3億ドルの潜在的市場を失い、他国依存になる可能性がある

- 2030年までに、BCには全世界で+1.76兆ドルのGDP押し上げ効果（全世界GDPの1.4%）が期待されている
- 日本でも+72.3億ドルのGDP（約7,720億円※）、61.7万人の雇用押し上げ効果があると予測

※2020年平均レート106.78/ドルにて計算

【GDP(上段)と雇用(下段)の押し上げ効果：2030年まで】



(GDP増加額ランキング)

- ① 中国：440.4億ドル
- ② アメリカ：407.2億ドル
- ③ ドイツ：95.3億ドル
- ④ **日本：72.3億ドル**

内訳

トレーサビリティ：30.6億ドル
金融サービス・決済：22億ドル
ID・認証：9.1億ドル
契約・紛争解決：6.4億ドル
顧客エンゲージメント：3.8億ドル

- ⑤ イギリス：72.2億ドル

トピック③ ブロックチェーンその2 (暗号資産への所得税)

- 2019年5月の改正法成立（資金決済法および金商法）により、「暗号資産」として金融資産としての位置づけが付されたこと等を踏まえ、税の公平性や制度内の整合性の観点から、**税法上も譲渡所得として扱うべき**（現行は雑所得）
- アメリカをはじめ、**海外ではキャピタルゲイン課税が主流**。海外競争力の確保の観点から、早急に税制上の乖離を解消するべき。

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
課税上の位置づけ	金融資産 支払手段	資産という以上の区分なし（通貨ではない）	のれん以外の無形資産	無形資産	のれん以外の無形資産
個人の所得税	<ul style="list-style-type: none"> • 原則雑所得 • 事業と認められる場合は事業所得 • 最大45%（住民税込みで55%）で総合課税 • 申告分離ではない • 年末調整済み給与所得者で、該当所得20万円以下なら確定申告不要 	<ul style="list-style-type: none"> • キャピタルゲイン課税 • 1年以上保有した場合、long-time capital gain”として最大20%までの税率で課税 • 1年未満の保有の場合は通常の累進課税 	<ul style="list-style-type: none"> • 所有を観念でき、認識可能な価値を有する限りキャピタルゲイン課税 • 納税者がhigher or additional rate taxpayerの場合は、その他課税資産の譲渡として20%の固定税率 	<ul style="list-style-type: none"> • 一般原則に従って課税 • 仮想通貨を1年以上保有している場合は原則非課税 	<ul style="list-style-type: none"> • 個人投資家による仮想通貨のキャピタルゲイン（仮想通貨相互の交換は含まれない）は、30%の固定税率で課税 • 年間の利益が305ユーロを超えない限りは非課税 • 但し、機関投資家やマイニング事業者は、最高税率を60%とする累進税率による所得税の対象

2021年8月11日付 JCBA(<https://crvdtocurrency-association.org/news/main-info/20210811-001/>)を参考に作成

Appendix 具体的な政策要望等の詳細

数字で見るデジタル経済の進展①

	市場規模	外国勢のシェア推移	市場規模と外国勢シェア動向
アプリストア ※音楽・動画配信サービスやゲーム などを含む	約2.0兆円 (2020年)	ほぼ100%⇒ ほぼ100% (2017年) (2020年)	手数料30%がストア側へ、外国勢独占
音楽定額制配信サービス	約800億円 (2020年)	75%～ ⇒ 75%～ (2017年) (2020年)	外国勢シェア高止まり
動画定額制配信サービス	約3,200億円 (2020年)	20%～ ⇒ 40%～ (2018年) (2020年)	約2倍 (2018⇒2020年)
アプリゲーム	約1.2兆円 (2020年)	20% ⇒ 35% (2018年) (2020年)	約2倍 (2018⇒2020年)
インターネット広告	約1.8兆円 (2020年)	50～70%⇒ 50～70% (2018年) (2020年)	市場規模は続伸 外国勢シェア高止まり
EC	約4.5兆円 (2019年)	25% ⇒ 30% (2016年) (2019年)	市場規模は続伸

数字で見るデジタル経済の進展②

	市場規模	外国勢のシェア	シェア推移や見通しなど
基盤	スマホOS 約3,000万台 (2020年) <small>※スマホの国内出荷台数</small>	ほぼ100% (2020年)	iOSとAndroidでほぼ100%。なおHuaweiはスマホOSをアンドロイドから独自OSに移行予定
	PCのOS 約1,700万台 (2020年) <small>※PCの国内出荷台数</small>	ほぼ100% (2020年)	Chrome OSのシェアが伸びる見込み
	クラウド 約2.9兆円 (2020年)	80%~ (2020年)	AWS、Azure、GCPの利用拡大が進み、2025年には、国内市場規模約6.7兆円の見込み
リアル領域	教育 <small>※GIGAスクール向け端末</small> 約750万台 (2021年)	55%~ (2021年) <small>※端末メーカーベース</small>	OSベースでは、「GIGAスクール構想の実現標準仕様書」(文科省)で、Microsoft, Google, Apple提供の3種のOSのみ(100%外国勢)
	ウェアラブル (スマートウォッチ) 約200万台 (2019年) <small>※国内出荷台数</small>	90%~ (2019年) <small>※端末メーカーベース</small>	2025年には、スマートウォッチ(腕時計・リストバンド型)の出荷台数は400万台を超える見込み
	スマートスピーカー 約400万世帯 (2019年) <small>※保有世帯数</small>	85%~ (2021年4月時点) <small>※音声認識エンジンベース</small>	2025年には、保有世帯数が約2000万世帯まで上昇見込み。SONY等の国内メーカーもあるが、Google, Amazonの音声認識エンジンを使用

『7つの壁』とそれへの具体的な打ち手 その1

①『起業』それ自体の壁(起業者への応援環境が少ない)の突破

- ・連帯保証の廃止等個人保証・与信問題の検証と対策
- ・失敗を認める文化の醸成
- ・アントレプレナーシップ教育強化(大学での一般教養での必須化、義務教育での実践教育など)
- ・新卒一括採用や終身雇用の見直し
- ・起業文化の醸成
国民が世界の起業文化に触れる機会を提供する(グローバルイベントの開催等)
総理官邸でのハッカソン開催等

②人材調達の壁の突破

- ・株式報酬制度の拡充(税制適格の期間制限(10年)の緩和、行使期間の延長、権利行使価額の年間合計額の引き上げ、RSUなど従業員向け株式報酬の円滑化等)
- ・種類株の活用
- ・兼業・副業の推進
- ・オープンイノベーション促進優遇税制の拡充強化
- ・移民政策の推進(『移民基本法』の制定による移民政策明確化、『令和鎖国』の撤廃と開国への転換)
- ・STEAM教育強化等の高等教育改革、大学科目の編成替え
- ・世界的な人材獲得競争に向けた支援策の検討

③開業手続きコスト面での壁の突破

- ・会社設立手続き(設立登記、公証人の定款認証等)の手間とコストの削減
- ・リアルな事務所を求める各種事業法等の横断的な見直し(『無店舗サービス』の解禁等)
⇒デジタル臨調や規制改革推進会議で「デジタル原則」等からのチェック事項に

『7つの壁』とそれへの具体的な打ち手 その2

④資金調達面等での壁の突破

- ・資金調達に関する競争環境が整ったエコシステムの構築(投資家が海外の目利きによる資金供給の拡大含む)
- ・日本版SPACの制度化
- ・マーケットでのエクイティファイナンス機能の整備と拡充(31頁参照)
 - ・株式投資型クラウドファンディングを米国並みに拡充(調達金額上限を1億円から5億円)
 - ・マーケットプレイスの創設
 - ・日本版レギュレーションDの導入
- ・IPO価格設定プロセスの見直し
- ・上場基準・上場廃止基準の運用の適正化(赤字決算や債務超過状態の評価の在り方の検討)
- ・投資促進優遇税制の導入・拡充
- ・寄附税制の見直し
- ・社会的インパクト投資拡大
- ・J-KISSのスタンダード化
- ・IT導入補助金など支援策が昨今のsaas型ビジネスモデルにあってるかどうかの点検と所要の改正

⑤企業運営コストの壁の突破

- ・登記事項・種類株変更手続の負担軽減
- ・会社分割手続の負担軽減
- ・株式買取条項の見直し
- ・アナログ10原則撤廃などデジタル規制改革の実施
- ・上場審査手続きのデジタル化・合理化
- ・裁量労働制の適用拡大
- ・税制負担の見直し(法人税の引き下げ、国外転出時課税制度の見直し、未実現利益への課税の見直し等)
- ・産業構造の転換を踏まえたゼロベースでの税制の見直し

『7つの壁』とそれへの具体的な打ち手 その3

⑥事業化に当たっての既存法令の壁の突破(企業が法制度に合わせて事業を断念するのではなく法制度が時代の進展に合わせていくことへの転換)

- ・規制改革推進体制の強化
 - ・規制改革の『知の基盤』をつくる
規制問題に関する部署の統合・一元化の検討
民間提案の論点整理等の事務処理迅速化のための体制強化(民間専門人材の積極活用、公共政策大学院の活用、規制改革の今までの工夫をデータベース化等)
 - ・規制改革推進部局と各省庁規制改革窓口との定例会議を通じた案件管理とフォローアップ、対応の早期化
- ・規制のリ・デザインに向けた制度的基盤の導入(各種事業法改正の一括整備法)
 - ・各種事業法に、サンドボックスの規定を導入。または、規制制度をアップデートする趣旨の規定を各種事業法に導入したうえで、各事業所管官庁に規制改革担当部署を設置し、各省庁が『規制改革白書』を公表する。

※新経済連盟は、従来より、行政対応コストを総量規制し全体を低下させていくための法制度を諸外国並みに導入することを提案している。

⑦社会実装の場が不在という壁の突破

- ・各省庁等によるスタートアップからの調達目標設定を含めた公共調達改革
- ・SBIR制度の改革
- ・オープンデータの推進
- ・LGWANによる分断問題の解消
- ・社会実装の実験場の提供

上記のほか、7つの壁のうち多くのもをなくすための横断的な課題としては、労働市場の改革になる(次頁参照)

労働市場改革の「7つの壁」へのインパクト

柔軟で流動性の高い労働市場の実現

- 労働者は、特定の組織（企業、大学、研究機関、官公庁等）に縛られることなく自由な仕事の選択が可能
- 企業等は、労働者を永続的に雇用するという前提から生じる「リスク」を意識することなく採用が可能

起業に挑戦する人の変化

仮に「失敗」した場合であっても、他の企業等に就職してその経験を活かすチャンスが普通にあることで、起業の心理的負担が軽くなる。

『起業』それ自体の壁を崩す

M&AによるExit機会の増加

「成功」によりExitした後、新たな起業や他の組織で働くことも可能となる。

起業のノウハウの普及

企業等の組織の中で働く人の変化

レガシーな企業等において、人事やポジションの制約から「死蔵」されている人材が、専門能力を発揮できる他の組織に移りやすくなる。

人材調達の壁を崩す

高い専門能力を持つ人材の増加

ビジネス、技術、ファイナンス、法務といった様々な分野について、それぞれに高い専門能力を持つ人材が様々な場（事業会社、コンサル、VC、法律事務所、大学、研究機関、官公庁等）で能力を発揮。

コンサルティング・投資・教育・協業などを通じて専門的ノウハウを普及。

発注側にも高い専門性を持つ人材が配置

社会実装の場が不在という壁を緩和

企業等の変化

人事上の都合からの自前主義に囚われず、M&Aをはじめとするオープンノベーションが活性化。

ファイナンスの高度な専門的ノウハウの活用

資金調達面での壁を緩和

法務の高度な専門的ノウハウの活用

『開業コスト』の壁、『企業運営コスト』の壁、事業化に当たっての既存法令の壁を緩和

『移民政策』の意義① ～イノベーションの源泉～

- アップルを筆頭に、総収入上位30社（フォーチュン500, 2017年）のうち、15社が移民1世・2世によって設立されている。

Rank	Company Name	Foreign Status	Relevant Founder	Country of Origin
3	Apple	Child	Steve Jobs	Syria
9	AT&T	Immigrant	Alexander Graham Bell	Scotland
10	Ford Motor	Child	Henry Ford	Ireland
11	AmerisourceBergen	Immigrant	Lucien Brunswig	France
12	Amazon.com	Child	Jeff Bezos	Cuba
13	General Electric	Immigrant	Elihu Thomson, Thomas Edison (child)	England, Canada
14	Verizon Communications	Immigrant	Alexander Graham Bell	Scotland
16	Costco Wholesale	Child	Jeffrey Brotman	Canada
17	Walgreens Boots Alliance	Child	Charles R. Walgreen	Sweden
18	Kroger	Child	Bernard Kroger	Germany
21	JPMorgan Chase & Co.	Child	Anthony Drexel	Czech Republic
23	Home Depot	Child	Bernie Marcus	Russia
24	Boeing	Child	William E. Boeing	Germany, Austria
26	Bank of America Corp.	Child	Amadeo Giannini	Italy
27	Alphabet	Immigrant	Sergey Brin	Russia



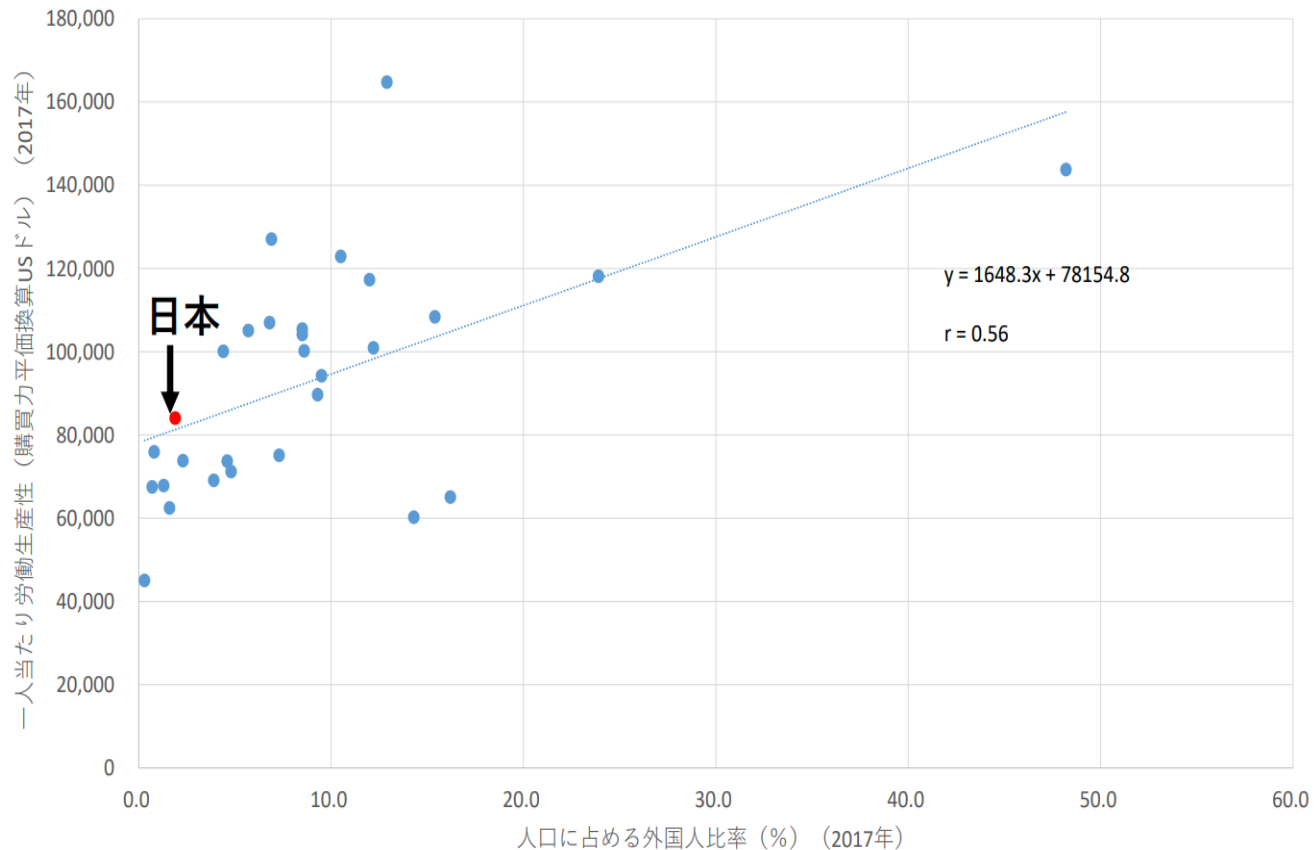
※網掛けは設立25年以内の企業(2017年時点)

(出典) Immigrant Founders of the 2017 Fortune 500

『移民政策』の意義② ～イノベーションの源泉～

OECD各国の間では、外国人比率が高い国ほど1人当たり労働生産性が高いとの相関関係

OECD各国の外国人比率と一人当たり労働生産性の関係



(出典)

1. OECD International Migration Outlook 2018
(https://www.oecd-ilibrary.org/social-issues-migration-health/international-migration-outlook_1999124x)
2. 公益財団法人日本生産性本部「労働生産性の国際比較2018」
(https://www.jpc-net.jp/intl_comparison/intl_comparison_2018_press.pdf)

(注)人口に占める外国人比率のうち一部の国 (アイルランド、フランス、韓国、トルコ、リトアニア) は、2016年のデータ

海外往来の早期再開

外国人の新規入国停止により、経済回復過程で人手不足が強く懸念
日本が排他的な国との認識が広がれば、中長期的にイノベーションの阻害要因にも

オミクロン株についても重症化リスクや潜伏期間の短さ等に関するエビデンスが出て来つつあり、感染状況に留意しつつも、ワクチン接種実績、飲み薬の確保状況等を踏まえ、可能な限り早期に海外往来を再開すべき

現 状 (2021.2時点)

- ✓ ビジネス上必要な人材等の出入国スキーム（ビジネストラック・レジデントトラック）は、昨年1月以降、**停止状態が継続**
- ✓ ビジネスのほか、**留学、家族滞在等の在留資格による新規入国も同様に停止状態が継続**（注1）
- ✓ 帰国者を含め**すべての入国者は7日間の自己隔離**（注2）。一部の国に滞在歴のある者は一定期間の指定ホテル待機

在留資格認定がなされている外国人であっても入国できない状況が長期間継続していること、国内居住者の海外出張もままならないこと等により、ビジネス上の支障が拡大

（注1）昨年11月5日には一時的にビジネス関係者・留学・技能実習生等の新規入国再開が発表されたものの、その後、オミクロン株対応のため、同30日から全ての国からの新規入国が停止。報道ベースでは3月以降再開

（注2）報道ベースでは、3月以降、①3日目の検査で陰性の場合は3日間に短縮、②ワクチン3回接種等の場合は免除

要望事項

- ✓ **オミクロン株も含めた重症化リスク等に関するエビデンス、ブースターを含めたワクチン接種実績、飲み薬の確保状況等も踏まえ、早期に新規入国を再開、入国者数上限も引上げ**
- ✓ ワクチン接種者の**自己隔離・指定ホテル待機期間を撤廃（海外での接種実績も国内接種実績と同様に扱う）**

デジタル人材調達の課題①

デジタル人材供給の国際比較(民間調査結果)

供給数は、**インド、中国が圧倒的**。日本は、**周辺アジアの国を下回りかつ減少**。

大学の年間卒業数	世界92か国全体	日本	トップ3の国
IT分野 専攻	151.2万人	3.4万人 世界9位 前年比▲1.4%	①インド 55.0万人 ②米国 14.8万人 ③ロシア 9.3万人
STEM 関連分野専攻	237.8万人	3.0万人 世界13位 前年比▲1.1%	①インド 113.7万人 ②米国 28.1万人 ③英国 10.2万人

<参考> **中国**は上記92か国に入っていない※が参考値を以下に示す

エンジニア専攻のみで118.0万人、サイエンス専攻のみで25.6万人

※中国はapple to appleの数字がなかったため、上記92か国には入っていない

(出典)2020年7月2日ヒューマンリソシア株式会社のプレスリリース「92カ国をデータでみるITエンジニアレポートvol.3 世界の大学等におけるIT教育について独自調査」をもとに作成、

デジタル人材調達の課題②

デジタル人材獲得競争：高すぎる日本の税金

諸外国と比べ、日本は個人所得課税率が高い上、平均年収もデジタル先進国である米国・シンガポール等よりも劣っている状況。

各国の年収・個人所得課税 比較

	日本	シンガポール	インド	米国	英国	ロシア
平均年収 (Software Engineer)	42,464 USドル	51,929 USドル	7,890 USドル	83,389 USドル	44,680 USドル	16,650 USドル
個人所得課税 (最高税率)	55% (累進課税、 地方税含む)	22% (累進課税)	30% (累進課税、 高額所得者は最大 37%の追加課徴金)	49.7% (累進課税、 地方税等含む)	45% (累進課税)	15% (累進課税)
課税所得の 範囲 (居住者)	全世界所得課税 キャピタルゲイン に課税あり	国内源泉所得課税 キャピタルゲイン に課税なし	全世界所得課税 キャピタルゲイン に課税なし	全世界所得課税 キャピタルゲイン に課税あり	国内源泉所得課税 キャピタルゲイン に課税あり (非課税枠あり)	全世界所得課税 キャピタルゲイン に課税あり

(出典) ジェトロ HP 各国税制、財務省HP、ヒューマンリソシア株式会社「92カ国をデータでみるITエンジニアレポートvol.2」をもとに作成
(参照データは2021年12月29日時点)。

デジタルフレンドリーな制度改革(規制、税制、会計制度等)

- 政府デジタル臨調でも「デジタル原則」に沿ったアナログ原則の撤廃に向けて議論
- 新経連としては、これまでも**アナログ10原則の撤廃**を掲げており、**着実に実施**されることを期待

(アナログ10原則)

①対面・面前原則	⑥出頭原則
②書面での作成・備置・提出・交付・通知の原則	⑦現場・店頭での専門家の常駐／配置要請の原則
③押印原則	⑧人手による目視での調査・点検・検査の原則
④行政機関における印紙による支払原則	⑨原本原則
⑤様式原則	⑩現金原則

- さらに、ブロックチェーン等の**最先端技術の活用**に当たって支障とならず、**イノベーションを促進する「デジタルフレンドリー」な制度が必要**。例えば以下の制度を整備等すべき

(整備等対象の制度例)

- ✓ 有価証券のデジタル化への完全適応に向けた包括的な法整備
- ✓ 電磁的記録、電子署名へのブロックチェーン活用における法制度上の明確化
- ✓ STO・ICOによるトークン発行・保有等に関する会計基準整備
- ✓ ブロックチェーンに関する税制上の課題解決（法人の未実現利益に対する課税、個人所得税制上のキャピタルゲイン課税化）

スタートアップ支援につながる税制改革その1

新経済連盟は、以下のような「民を最大限活用した社会的課題の解決」も視野に入れた税制改正を提言（2021.5.19）
→これらは、デジタル化を見据えつつ、個人・事業者による前向きな投資促進と、人材への投資を通じた公正な分配にも資する。

税制改正の項目	趣旨	具体策
オープンイノベーション税制の拡大	<ul style="list-style-type: none">● 現行制度の対象となるのは、主に企業規模が比較的大きく数年後に上場を見据えているようなスタートアップであり、シードラウンドやシリーズAラウンドのスタートアップは事実上対象外	<ul style="list-style-type: none">● オープンイノベーション税制にシード・アーリー期の枠を創設し、シード・アーリー期として一定の要件を満たすスタートアップに対する出資について、出資額の要件を緩和しつつ（1億円→1000万円等）、所得控除の割合を増加（25%→100%等）
租税特別措置の適用要件の見直し	<ul style="list-style-type: none">● 研究開発税制等の租税特別措置については、産業構造が大きく変化する中で適用要件を見直していくことが必要	<ul style="list-style-type: none">● 適用要件において、DXや人材への教育投資を促すべく、デジタル投資や教育投資の水準も加味
デジタル人材育成税制	<ul style="list-style-type: none">● 企業にとってのSaaS利用は、「人の育成・人への投資」という意味合い	<ul style="list-style-type: none">● デジタル人材の育成・投資を促進するために、SaaS費用について税制上の優遇措置（人材確保等促進税制への組み入れなど）
教育投資税制創設	<ul style="list-style-type: none">● 米国等と比較した場合、大学と企業の人材育成方針に溝があり、社会全体で人材育成を進めるため、経済界と教育界の往来を活発化するための施策が必要	<ul style="list-style-type: none">● 企業から大学への教育投資（社会人受入れ費用、PBL共同開発費用等）の税額控除とともに、人材確保等促進税制における上乗せ要件について、企業から大学への寄付講座や講師派遣に要した費用も対象に
外国人材に対する税制の見直し	<ul style="list-style-type: none">● 外国人材の労働・生活環境を改善し、企業への定着、日本人職員との共生や各地域における共生を推進する必要	<ul style="list-style-type: none">● 外国人材の定着、日本人職員・地域コミュニティとの共生の取組を行っている企業を公的に認定し、法人税の優遇措置
社会的投資減税	<ul style="list-style-type: none">● SDGs推進に当たり、ソーシャルベンチャーに社会的課題解決に向けた理念に共鳴できる個人の資金を呼び込むことが重要	<ul style="list-style-type: none">● エンジェル税制に社会的投資減税特別枠を創設
コロナ禍を契機とした共助のための税制	<ul style="list-style-type: none">● 民間同士の助け合いの重要性の認識が向上している中で、デジタルプラットフォームは応援する側・される側を媒介	<ul style="list-style-type: none">● コロナ問題解決のためのデジタルプラットフォームを提供した「クラウドファンディング」「ギフティング」事業者を認定し、その費用の一部の税額控除とともに、寄付税制の対象となる寄付先を抜本的に見直し（災害支援を行う法人、コロナ患者を受け入れる医療機関等を広く対象とするなど）

スタートアップ支援につながる税制改革その2

国外転出時課税制度の見直しが必要

制度概要

- 国外への転出時に1億円以上の有価証券等を所有している場合、転出時に当該有価証券等の譲渡等があったものとみなし、**含み益に対して所得税が課税**
- **納税猶予特例**の適用を受ける場合には、**納税猶予の対象となる所得税額及び利子税額に相当する額の担保提供が必要**

課題

1. グローバルに人材を集める上での支障

- 本制度は国籍にかかわらず、日本に5年以上居住した場合には対象となる。日本への入国以前から所有していた資産も、5年以上居住した場合には本制度の対象となることから、日本で働くことを躊躇する要因に

2. 日本人の海外ビジネス実施上の支障

- 海外事業を成功させるには、その事業に精通した役員・従業員を海外に派遣して事業の拡大を図るのが通常であり、その派遣期間は予め予測できないことが多い。そうした中、本制度が派遣を行う際の大きな懸念事項に

制度の抜本的な見直しが必要

例：日本への入国以前から所有していた資産については対象外とする
企業派遣による一時的非居住者については、納税猶予時の担保提供を免除する

独立行政法人経済産業研究所コンサルティングフェロー・田所氏の指摘

- ①日本では、諸外国と比べ、経済規模の割にはユニコーン企業の数が著しく低い要因と、創業企業が中小企業となり大企業へと成長していくのが困難な要因が、未上場段階での株式市場（プライベート・マーケット）が未発達であることにある。
- ②日本の現状と日本経済への悪影響の分析
 - ・日本では、米国等諸外国に比べ、未上場株式の取引の規制改革が遅れ、プライベート・マーケットが未発達である。
 - ・このため、成長企業が投資資金をエクイティ・ファイナンスではなく、専ら銀行融資で調達する。スタートアップはベンチャー・ファンドに頼る。
 - ・さらには、プライベート・マーケットによる企業成長の加速と個人資産の拡大の効果が生まれない。
 - ・日本の資本ストックの成長も停滞し、諸外国との経済成長の格差が拡大する。
- ③米国等の諸外国では、マーケットベースのエクイティ・ファイナンスの拡大を進めている。投資家間の競争が生じる場での発行企業主体の資本調達、成長投資のファイナンスにとって適切であること、融資では過少投資を生じさせる。
- ④プライベート・マーケット整備として7つの制度改革を提案
 - ・小規模公募制度(ミニIPO)の創設
 - ・私募制度の抜本拡充
 - ・私募転売制度の創設
 - ・証券会社の投資銀行機能の抜本強化と未上場株式の店頭市場の形成
 - ・株式投資型クラウドファンディングの拡充
 - ・未上場株式マーケットプレイスの創設
 - ・未上場株式PTS市場